

オンライン資格確認に関する情報提供

2020年8月

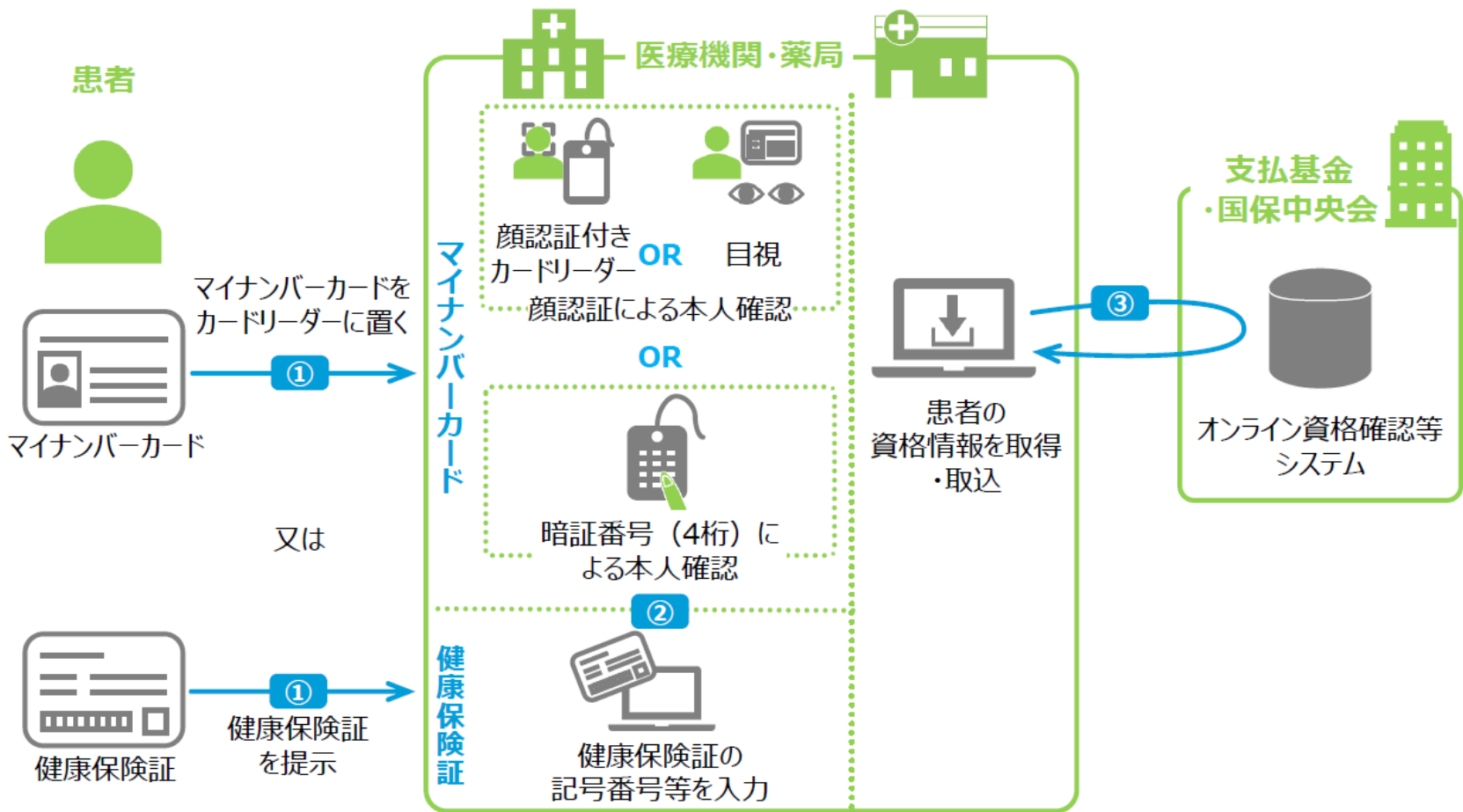
ノアメディカルシステム株式会社

本資料は、2020年8月12日までの資料・情報をもとに取りまとめております。
仕様、価格等は予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。



オンライン資格確認とは ～資格確認は保険制度の基本～

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。



出展元：オンライン資格確認導入の手引き 令和2年7月版 厚生労働省保険局

薬局に係る提供サービス

①オンライン資格確認機能	医療機関・薬局にて、加入者(患者)の資格確認を <u>マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書</u> または <u>健康保険証</u> を用いて、オンラインで行うサービス 注) 公費は令和3年3月は未対応	令和3年3月目途
②薬剤情報閲覧機能	<u>レセプト</u> をもとに薬剤情報を管理する機能。また、加入者の同意がある場合、医療機関・薬局にて薬剤情報を閲覧できるサービス	令和3年10月目途
③レセプト振替機能	医療機関・薬局から審査支払機関へ提出されたレセプト情報に記載された保険者番号、個人単位被保険者番号、生年月日、算定日等を利用して、 <u>審査支払機関にて加入者の資格情報の有効性を確認し、受診日・調剤日時点の資格情報に基づいてレセプト請求先を振替・分割する</u> サービス	令和3年10月目途

オンライン資格確認について

■ 資格確認方法

● マイナンバーカード

マイナンバーは使用しない。また、マイナンバーカードに保険証情報が格納されるわけではない。

利用者証明用電子証明書（シリアル番号）を使用する。

本人確認も合わせて実施されることから**月1回の被保険者証の現物確認は不要(※)**。

● 健康保険証

健康保険証による資格確認では**現行の保険証に枝番2桁を追加**し、個人単位化を行い、使用する。

本人確認にはならないため、現行通り**月1回の被保険者証の現物確認は必要(※)**。

※「健康保険法 第3条 13、第63条 3」に上記に関連した記載がある。

■ オンライン資格確認対象の保険

● **全ての健康保険証に対応するものではない**。公費（地方公費を含む）はオンライン資格確認の対象外となる。

● **限度額認定証の情報**を患者が申請する前に取得することが可能となる。

導入のメリット

活用シーン	メリット
新規患者の患者情報登録	患者氏名、性別、生年月日、住所などが自動的に反映されるため、手入力の手間削減、誤入力の軽減につながります。
資格過誤によるレセプト返戻の作業削減	患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。
患者への高額請求	限度額認定証情報を申請前から使用できるため、患者への高額請求を軽減することができ、未収リスクが軽減されます。
レセプト請求情報の管理	返戻レセプトの削減、レセプト振替・分割結果の取込作業の削減により、レセプト請求管理業務が削減されます。

出展元：オンライン資格確認導入の手引き 令和2年7月版 厚生労働省保険局

導入における検討事項

項目	検討事項・懸念事項
資格確認実施の タイミング	患者による顔認証付きカードリーダーの操作時間が長くなることで、患者の行列待ち時間が増える可能性があります。
顔認証付きカードリーダーの設置場所	資格確認端末 + 顔認証付きカードリーダーの設置スペースについて患者導線や電源コンセントの確保を意識して、検討が必要となります。
患者への説明	運用開始後に患者への制度説明や顔認証付きカードリーダーの操作に関して、患者への説明が必要になると考えられます。説明資料の掲示、受付補助員の増員などの検討が必要となるかもしれません。
同意に対する情報 掲示	<p>オンライン資格確認：限度額認定証情報 薬剤情報参照：薬剤情報</p> <p>上記情報の取得および、情報の保存、閲覧の同意に対する説明を局内に掲示し、患者へ理解していただく必要があります。薬剤情報に関しては、オンライン資格確認等システム側で同意管理するが、取得したデータの保存、いつでも閲覧可能とすることは同意の範囲に含まれない。そのため、「データ保存、いつでも閲覧可能とする」に対しても合わせて同意を取得することになる旨を掲示するなど、同意の範囲に関する掲示が必要になります。</p>

出展元：オンライン資格確認導入の手引き 令和2年7月版 厚生労働省保険局

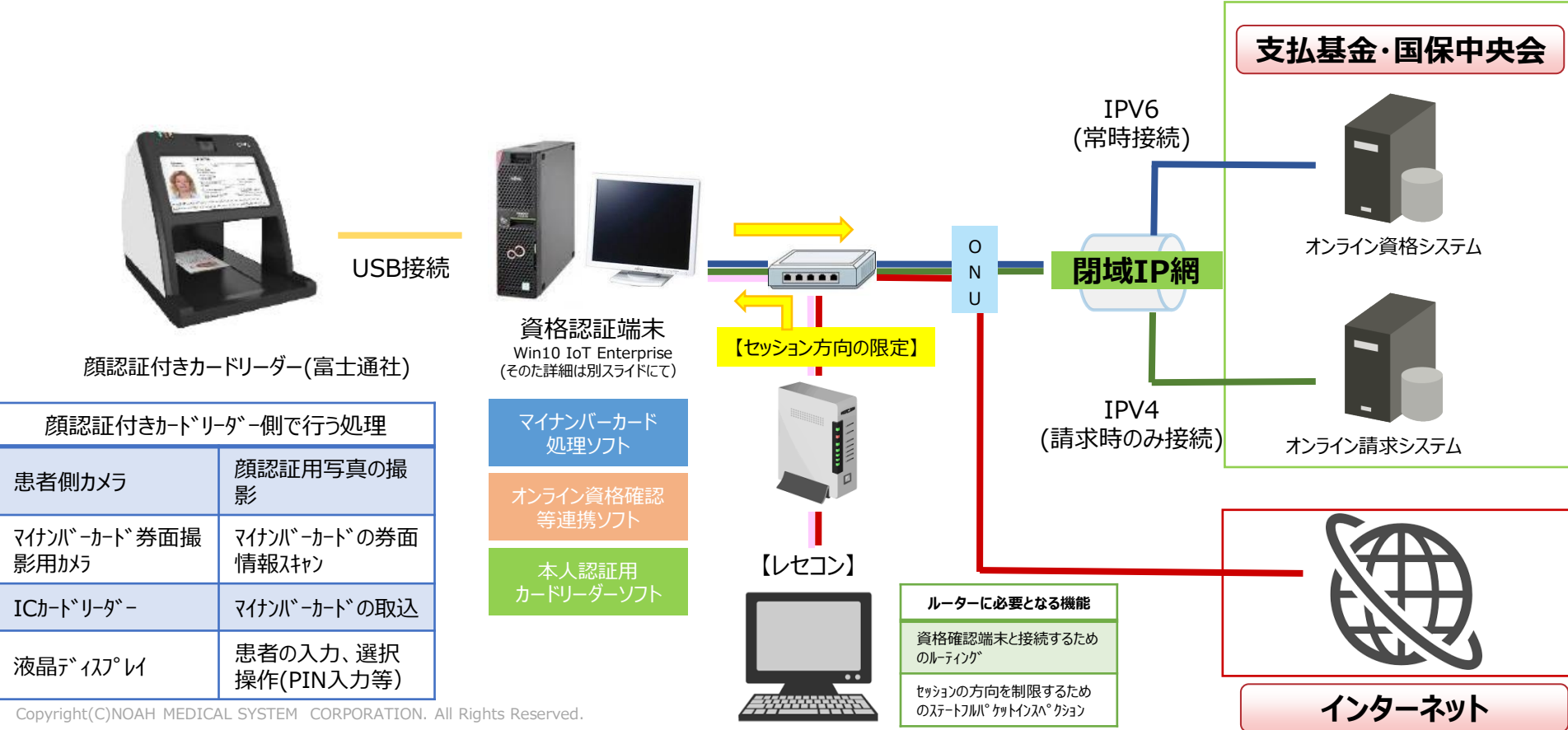
基本構成図

■ ネットワーク環境整備について (オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書 より引用)

オンライン資格確認等の利用を踏まえた基本的な構成として、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠するため、施設内のルータを経由して異なる施設間を結ぶVPNの間で送受信ができないように経路設定するために資格確認端末を設置する構成を想定します。

また、オンライン資格確認等システムからレセプトコンピュータ等へのアクセスを制限するため、資格確認端末からオンライン資格確認等システムに対してリクエストを投げて資格情報/薬剤情報/特定健診情報等を取得した上で、レセプトコンピュータ等から資格確認端末に対してリクエストを投げて当該情報を取得する仕組みを想定します。

この仕組みにより、万が一資格確認端末がウイルス感染された場合における院内/局内への影響/リスクが軽減されます。また、外部への情報漏洩のリスクも軽減されます。



USB接続

顔認証付きカードリーダー(富士通社)



資格認証端末
Win10 IoT Enterprise
(その詳細は別スライドにて)

マイナンバーカード
処理ソフト

オンライン資格確認
等連携ソフト

本人認証用
カードリーダーソフト



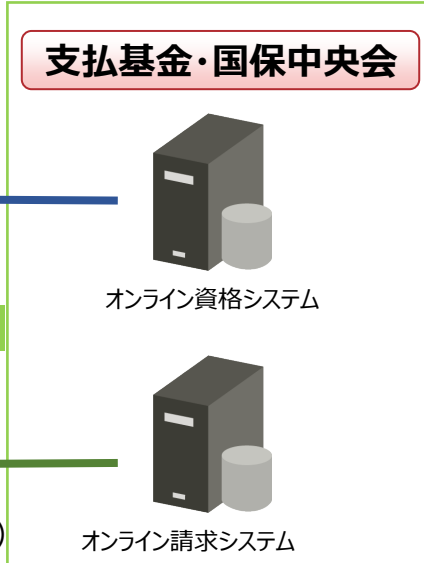
【セッション方向の限定】



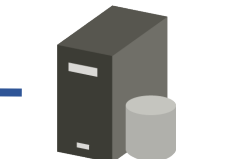
【レセコン】



ルーターに必要な機能
資格確認端末と接続するための
ルーティング
セッションの方向を制限するための
ステートフル・ケットインスペクション



支払基金・国保中央会



オンライン資格システム



オンライン請求システム



インターネット

【参考】カードリーダー各種（8月12日情報）

商品名/製品型番		
「Caora」 (PD-CA01)	顔認証付きカードリーダー (XC-STFR1J-MN)	「Sma-paマイナタッチ」 ・CPS-100G(スペースグレイ) ・CPS-100W(ホワイト)
商品画像		
		 ※色違い2種
配送時期		
令和3年2月頃配送	令和3年2月頃配送	令和2年12月末頃配送
キャンセル可能時期		
配送予定日の3か月前	令和2年10月まで	配送予定日から1か月前
寸法 (W × D × H)		
170mm×230mm×200mm	160mm×150mm×280mm	354mm×170mm×139mm

オンライン資格確認による照会結果の表示パターン

- 窓口では「マイナンバーカード」、「健康保険証」による資格確認を実施
- 翌日の予約患者に対して一括照会（健康保険証による）の実施も可能
- マイナンバーカードでは最新の有効な資格情報を取得可能。健康保険証では依頼した資格情報に対する回答のみ取得可能。

	資格が有効な場合	資格が喪失し、 オンライン資格確認等システムに 新しい資格が登録されて いない場合	資格が喪失し、 オンライン資格確認等システムに 新しい資格が登録されて いる場合
マイナンバー カード	その時点で登録されている 資格情報を表示	現時点で資格喪失である旨を表示 (喪失している直近の資格情報を参考情報と して表示) ※検討中※	—
健康保険証	照会した被保険者記号・番号に対 応する資格情報を表示	照会した被保険者・記号番号に対 応する資格が喪失している旨を 表示	照会した被保険者・記号番号に対 応する資格が喪失しており、新しい 資格情報がある旨を表示
一括照会	照会した被保険者記号・番号に対 応する資格情報を表示	照会した被保険者・記号番号に対 応する資格が喪失している旨を 表示	照会した被保険者・記号番号に対 応する資格が喪失しており、新しい 資格情報がある旨を表示

出典元：オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書 厚生労働省

オンライン資格確認対応におけるネットワーク接続方式

■ オンライン請求ネットワークへの接続方式

現存の接続方式の中で、ISDNダイヤルセットアップ接続方式が廃止予定であり、オンライン資格確認を実施するためには**回線契約の見直し（IPsec+IKE、またはIP-VPN）が必要**となる場合がある。

現状	導入後
IPsec+IKE接続方式	オンライン資格確認用に新たなサービスが提供される予定 (富士通社、三菱電機インフォメーションネットワーク社 等)
IP-VPN接続方式	IP V6での接続が必要 。フレッツ・v6オプションの契約が必要となる予定。薬局様のネットワーク環境によっては、セッションの追加となる恐れ。 要注意：音楽配信サービス、オンデマンド配信サービスなど
ISDNのダイヤルアップ接続方式	2024年1月にサービス停止予定。 オンライン資格確認を行う場合は 使用不可 となる。

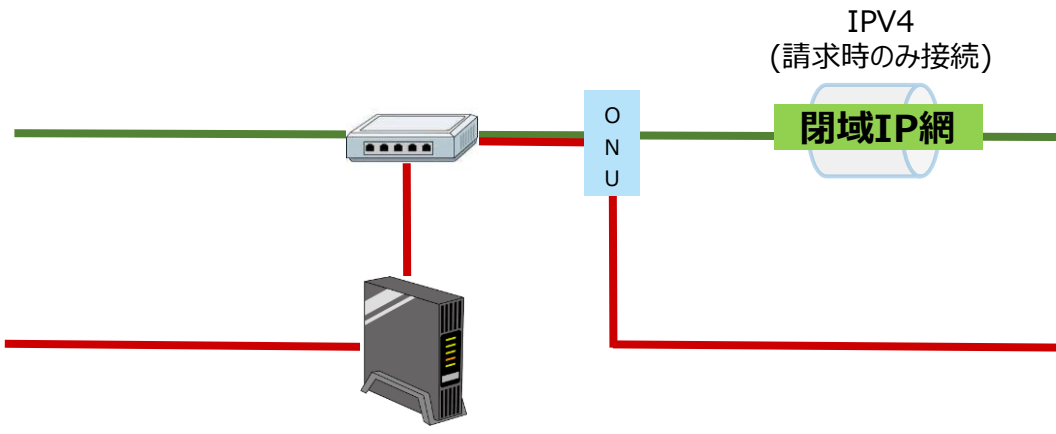
IP-VPNを利用している場合

Before

【オンライン請求】



【レセコン】



支払基金・国保中央会

オンライン請求システム

インターネット

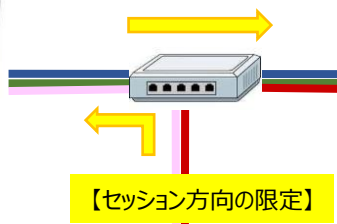
After



【レセコン】



フレッツ・v6オプション
の契約が必要



支払基金・国保中央会

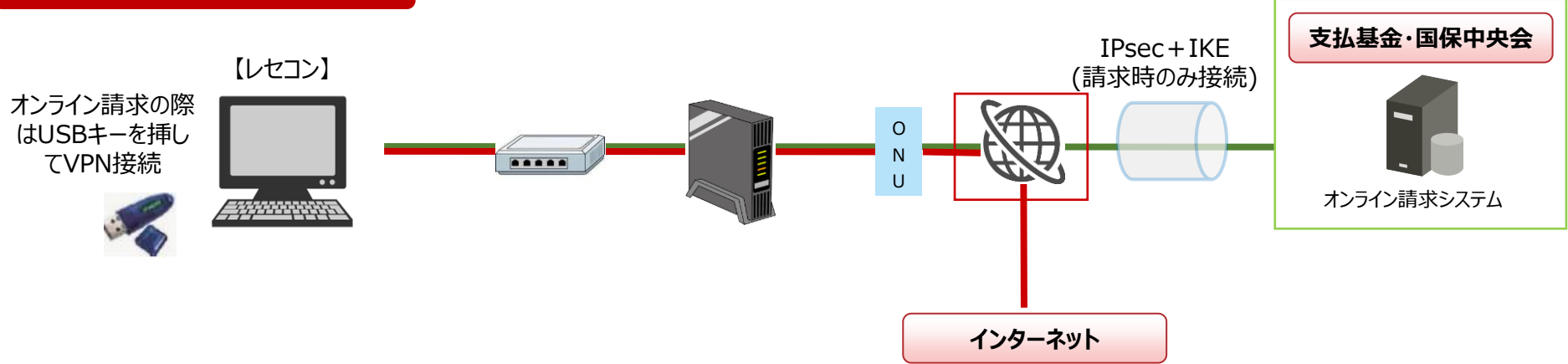
オンライン資格システム

オンライン請求システム

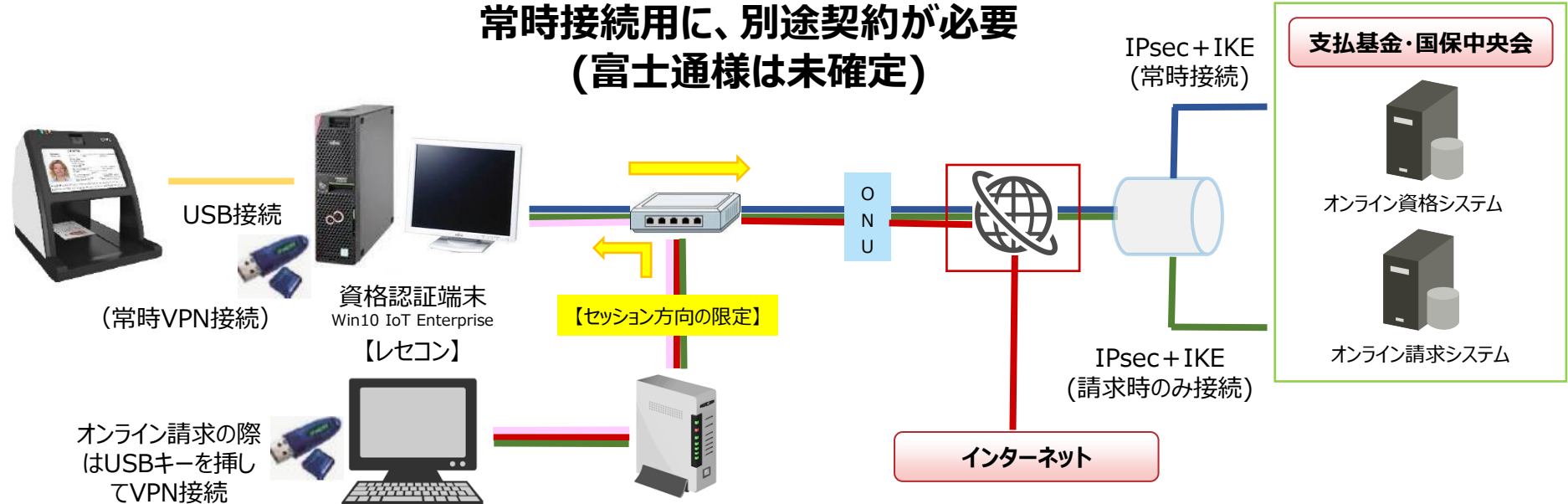
インターネット

Ipsec + IKEを利用している場合

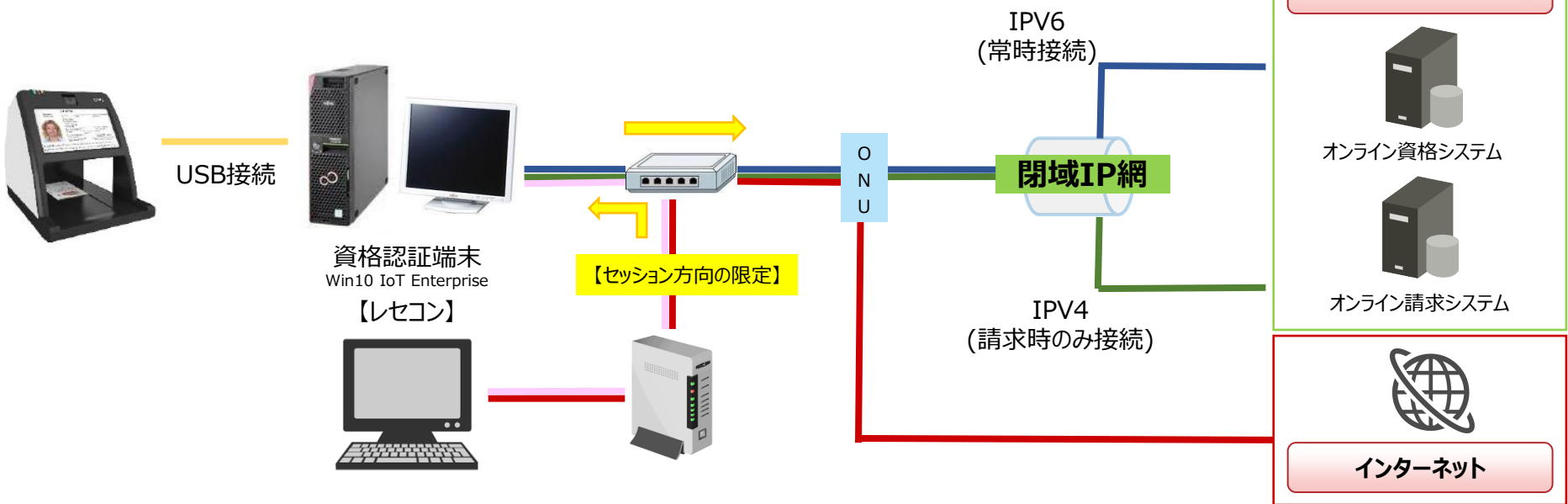
Before



After



利用に必要な準備／費用の目安



明細	費用（目安）
資格認証端末	200,000円 / 1台
顔認証付きカードリーダー	支払基金より、各薬局1台を無償提供
ルーター	70,000円 / 1台
ネットワーク設定作業費用	15,000円 ~
電子証明書	10,000円
オンライン資格確認対応プログラム	200,000円

(注意) IPsec+IKE IP-VPNセッション追加等の費用が別途発生することがございます。

2020年8月中旬より、事前申込を開始いたします。

詳しくは、各営業担当より、ご案内いたします。

【参考】資格確認端末において満たすべき要件

		ノートPCの場合	デスクトップPCの場合
OS		Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC	
CPU (※)		Intel Core i3-8145U 以上 または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサ	Intel Core i3-8100T 以上 または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサ
グラフィックス・アクセラレーター		機能を有すること。ただし、条件等は無し。	
ビデオメモリ		機能を有すること。ただし、条件等は無し。	
チップセット		機能を有すること。ただし、条件等は無し。	
メインメモリ (※)		8GB以上	
表示機能	液晶ディスプレイ	有すること。ただし、条件等は無し。	有すること。ただし、条件等は無し。 なお、既存の液晶ディスプレイを用いる場合はその限りではない。（その場合、映像出力方式は既存の液晶ディスプレイに則る）
	パネルサイズ	機能を有すること。ただし、条件等は無し。	
	解像度/表示色	1920×1080ドット 1677万色 以上	
ストレージ (※)		256GB以上（HDD、SSD等の指定なし）	
オーディオ機能		機能を有すること。ただし、条件等は無し。	
通信機能	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠	
インターフェース	USB	3.2 Gen1以上、Type-A 3ポート以上	
	映像出力	機能を有すること。ただし、条件等は無し。	機能を有すること。ただし、条件（方式等）は無し。
	NIC（院内・局内ネットワークとオンライン請求ネットワークの接続を想定）	院内・局内ネットワークとオンライン請求ネットワークの接続に必要な数を用意すること。 ※例えば、IP-VPN方式において、オンライン請求ネットワークを接続し、院内・局内ネットワークへも接続する場合は2系統必要と想定。（外部接続のNICを用いる構成も良しとする）	
	オーディオ	機能を有すること。ただし、条件等は無し。	
電源供給方式		ACアダプタ	

【参考】資格確認端末において満たすべき要件

項番	分類	満たすべき要件
1	動作環境	顔認証付きカードリーダーを当該機器にUSB接続した際、Windows上でPC/SCに準拠したカードリーダーとして認識されること。
2	保守の体制	医療機関・薬局へ当該機器を納入する者は、当該機関からの当該機器に係る問合せを直接対応すること。
3		医療機関・薬局へ当該機器を納入する者は、製品販売から5年間、当該機器の保守を行えること。原則、問い合わせ受領日の翌日までにセンドバック、オンサイト、ピックアップ保守のいずれかで対応すること。
4	その他	支払基金から提供するセキュリティパッチや更新ファイルをネットワーク経由で取得できる仕様とすること。 ※更新ファイルは、マイナンバーカード処理ソフト、オンライン資格確認等連携ソフト、本人認証用カードリーダーソフトやセキュリティパッチがオンライン請求ネットワーク経由で取得できるようにする予定。
5		ひし形PSE、VCCI、SIAA、防水・防滴の基準、難燃性規格等の取得は、製造者の判断とする。

補助金申請について

オンライン資格確認の導入、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧に必要となるマイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、ネットワーク環境の整備、レセプトコンピューター（以下「レセコン」という）等の既存システムの改修等に係る費用が対象となります。詳細は、以下のとおりです。

項目	内容
資格確認端末関係（厚生労働省が示す仕様書の基準を満たした製品に限る）	<ul style="list-style-type: none">・資格確認端末(Windows10 IoT Enterprise LTSC)の購入費・ネットワークインターフェースカード（NIC）の購入費
顔認証付きカードリーダーの関係	<ul style="list-style-type: none">・汎用カードリーダーを顔認証付きカードリーダーの予備として整備する場合の購入費（顔認証付きカードリーダーを導入せずに汎用カードリーダーのみを購入する場合は対象外）・2台目以降の別途購入する顔認証付きカードリーダーの購入費
ネットワーク設定作業等	<ul style="list-style-type: none">・ネットワーク設定作業等に係る費用（局内ネットワークの設定に伴う作業人件費及び局内ネットワークに新規でオンライン請求回線を導入する場合の初期費用を含む。）・オンライン請求回線の帯域増強に係る経費（契約変更に係る初期費用）
局内のネットワーク関連機器	ルーター、スイッチングハブ、LANケーブル、ファイアウォール機器等の購入費
電子証明書関係	オンライン資格確認用クライアント証明書の取得費
レセコン等の既存システムの改修に係るパッケージソフトの購入及び導入	<ul style="list-style-type: none">・オンライン資格確認等対応版の購入又はバージョンアップに係る経費（標準的な機能改善・セキュリティパッチ等の費用を含む）・導入費（当該導入に付随する施設職員の指導等及び全体テストに係る経費を含む）
その他	<ul style="list-style-type: none">・薬局にて、薬剤情報の閲覧のための調剤システム等の改修に係る経費・薬局職員へのオンライン資格確認等の導入に関する指導に係る経費

補助金申請方法について

Q①.オンライン資格確認等の導入のためのシステム改修等に関して、どのタイミングで補助金の交付申請を行うことになりますか。

A.システム改修後、保険医療機関等においてオンライン資格確認の導入準備が完了した後に、添付書類を添えて交付申請をお願いします。（事前申請ではなく、精算払いとなります。）
なお、補助金の限度額は、オンライン資格確認導入による経費のほか、電子カルテシステム等の薬剤情報・特定健診情報閲覧改修による経費の双方を対象とした限度額であることにご留意ください。

Q②.申請に必要なとなる添付書類について教えてください。

A.必要となる添付書類は以下のとおりです。電子申請を行う場合は、これらの書類を電子化して添付いただくことを予定しています。

- ① 領収書（写）
- ② 領収書内訳書（写）
- ③ オンライン資格確認等事業完了報告書

上記①～③の様式については、支払基金のポータルサイトに掲載予定です。

各種申請書

別紙様式2 (2)

西暦 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】
 都道府県コード 点数表コード
 医療機関等コード
 保険医療機関等名称 _____

【 顔認証付きカードリーダー提供申請書 】

電話番号 _____

オンライン資格確認等顔認証付きカードリーダー提供申請書(診療所・薬局用)

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の2に規定される顔認証付きカードリーダーについて、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 顔認証付きカードリーダー (必須)

メーカー名	製品名(型番)

2 オンライン資格確認導入(予定)時期 (必須)

西暦 年 月 導入予定

3 レセプトのオンライン請求について (必須)

導入している 未導入 (導入予定あり) 導入予定なし

※未導入 (導入予定あり) を選択された方

西暦 年 月 導入予定

4 電子カルテシステムの導入 (保険薬局を除く)

導入している 未導入 (導入予定あり) 導入予定なし

※未導入 (導入予定あり) を選択された方

西暦 年 月 導入予定

5 調剤システムの導入 (保険薬局)

導入している 未導入 (導入予定あり) 導入予定なし

※未導入 (導入予定あり) を選択された方

西暦 年 月 導入予定

*都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

別紙様式2 (7)

西暦 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】
 都道府県コード 点数表コード
 医療機関等コード

【 オンライン資格確認等関係補助金申請書 】

所在地 〒 _____

電話番号 _____

オンライン資格確認等関係補助金交付申請書
 (診療所又は薬局用 (大型チェーン薬局[※]を除く。))

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

【実施要領第2の1(2)該当】

◎オンライン資格確認導入に伴う資格確認端末等関係補助金

実施要領第2の1(2)に係る総事業費(①)	比較額((①)×3/4)(②)	補助限度額(③)	②と③のうち低い方の額=補助金申請額(④)
円	円	32.1万円	円

※一円未満切り捨て

※千円未満切り捨て
 ※税込金額を記載

*補助金の申請をする際は、領収書等が必要です。
 *記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、内容確認のため当該申請書を返戻することがあります。
 *都道府県コード・点数表コードは別添の一覧をご参照ください。

※大型チェーン薬局とは、医療提供体制設備整備交付金実施要領の「第4 大型チェーン薬局の処方箋の受付回数に係る取扱い」の規定に該当する保険薬局です。

ノアメディカルのプログラム対応予定について

レセコン改修においては、オンライン資格確認システムから資格確認端末を経由して資格情報を連携(要求・取り込み)する基本的な機能のほか、具体的な例として、下記の機能追加を想定しております。

主な機能

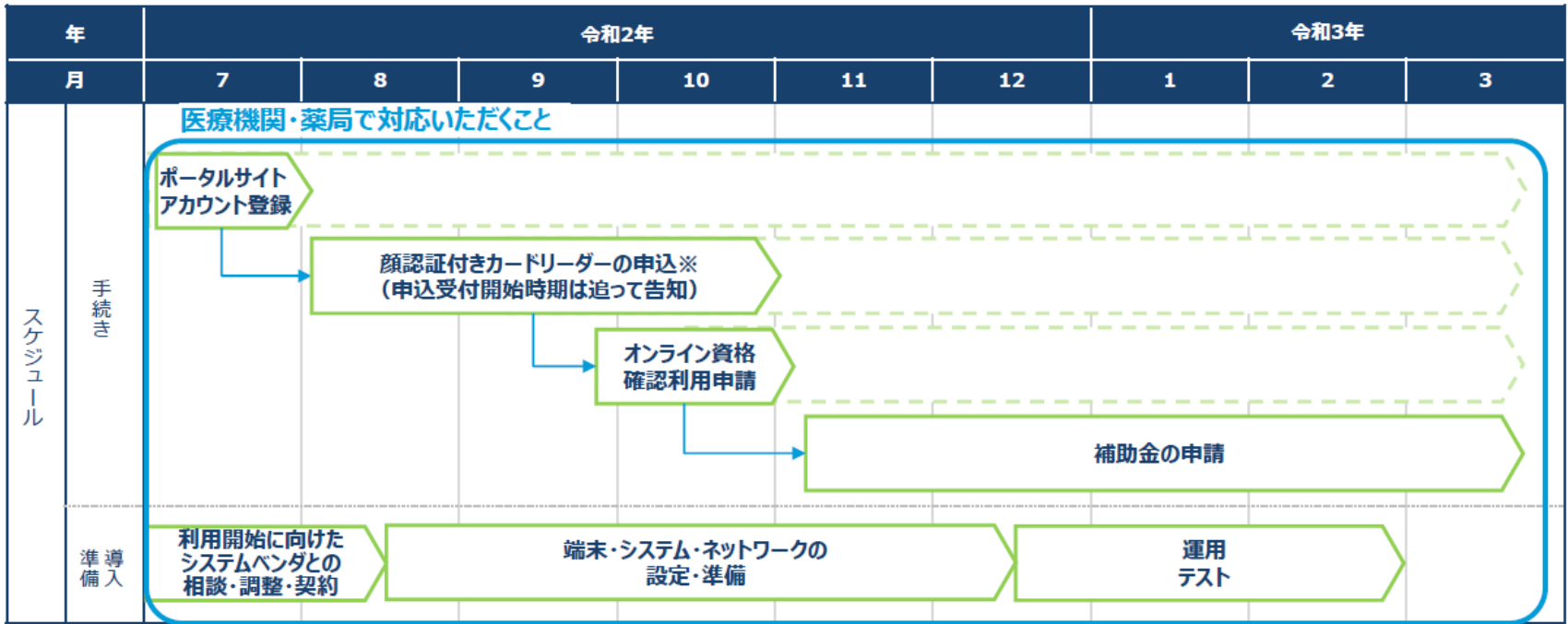
- ① 顔認証付きカードリーダーで資格確認が行われたときに、レセコン側で検知してお知らせする機能
- ② オンライン資格確認結果をレセコンに取り込んだ際に、自動的に患者情報画面を開く機能
- ③ 患者が再来で来局した際に、レセコンに登録されている資格情報を利用し、保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番を打たずに資格確認を行う機能
- ④ レセコンに登録されている患者情報と、オンライン資格確認システムから連携された資格確認結果を簡単に比較できる機能
- ⑤ 資格確認結果を踏まえて、レセコンに登録されている患者情報についての修正内容（修正の要否を含む）を、簡単に取り込める機能

マスタースケジュール

オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は令和3年3月から、薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始されます。

オンライン資格確認を円滑に導入するため、医療機関・薬局での初期導入経費（システム改修等）については、医療情報化支援基金による補助金を活用できます。

支払基金が令和2年7月頃に医療機関・薬局向け専用ポータルサイトを開設する予定です。そのポータルサイトで、顔認証付きカードリーダーの申込、オンライン資格確認等システムの利用申請及び医療情報化支援基金の補助申請の受付を行います。



※ 顔認証付きカードリーダーのお申込時期はアカウント登録されている方にはメールでお知らせします。

出展元：オンライン資格確認導入の手引き 令和2年7月版 厚生労働省保険局

支払基金へ行う申請の流れ

導入前

導入後

ポータルサイト アカウント登録

申請や各種情報提供
に使用される
ポータルサイトの
アカウント登録を
実施



顔認証付き カードリーダー 申込

無償提供される
顔認証付き
カードリーダーを
申込



利用申請と 電子証明書発行申請

オンライン資格確認等システムを
利用するための利用申請と、
電子証明書の発行申請を実施



補助金の申請

オンライン
資格確認の導入に係
る補助金申請（必要
な各種書類準備含
む）を実施



令和3年3月に開始する場合のスケジュール

7月中に実施

8～9月

～12月

令和3年3月
オンライン資格
確認開始

システムベンダと行う導入準備の流れ

システムベンダとの 相談・調整・契約

まずは、「オンライン資格確認を導入する
場合の費用」をレセプトコンピュータのシ
ステムベンダへお問合せ下さい

端末・システム・ ネットワークの設定・準備

システムベンダと必要な資格確認端末の準備や、
必要なネットワークの改修、レセプトコン
ピュータの改修などを実施

運用 テスト

システムベンダと
接続テストを実施

全体スケジュール

	2020年（令和2年）		2021年（令和3年）			
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
オンライン資格 確認システム				【3月目途】	マイナンバーカード確認による資格確認開始	
					【5月目途】	保険証による資格確認開始
						レセプト振替サービス
						薬剤情報提供（9月調剤分より）
保険者等					新規発行の保険証に2桁を付番 (順次可能な保険者)	
						新規発行の保険証に2桁を付番（全保険者）
						新規の資格情報を中間サーバーに更新
薬局						【7月】ポータルサイトアカウント登録
						【8月】顔認証付きカードリーダー申込（申込受付開始時期は追って告知）
						【9月】オンライン資格確認利用申請
						11月～12月 先行運用テスト(支払基金から指定された医療機関)
						運用テスト (希望する全ての薬局)
						【3月目途】
						マイナンバーカード確認による資格確認開始
						補助金の申請(オンライン資格確認導入準備完了後、精算払い) 事業終了 / 令和5年3月31日
ノアメディカル						プログラム開発
						プログラムリリース①
						プログラムリリース②
						運用テスト
						申込受付開始
						順次、機器設置開始